

奈良先端科学技術大学院大学が有する研究設備等の整備・共用の推進に関する規程

令和6年3月27日
規程第 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究設備・機器の整備・共用推進ポリシー（令和5年2月21日役員会決定）の下、最先端の研究に必要となる研究設備・機器（以下「研究設備等」という。）の整備及び学内外における共同利用（以下「共用」という。）の推進に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）は、研究設備等の整備及び共用を推進するに当たり、最先端研究の実現に必要な研究設備等を計画的かつ戦略的に整備することで本学において常に先端的な研究環境を構築するとともに、これらの研究設備等を学内の研究者等に加え、学外の利用者に共用を推進する事業を展開し、もって本学と産官学の多様なステークホルダーとの共創を推進することを目的とする。

(基本方針の策定等)

第3条 本学は、先端的な研究環境の構築及びそれらの有効活用に向け、全学的な視点から研究設備等を計画的かつ戦略的に整備するための基本方針となる整備・運用計画を策定する。

2 前項の基本方針に基づいて措置する研究設備等は、本学の経営戦略の下、先端科学技術研究科、総合情報基盤センター及び学内共同教育研究施設をはじめとする組織が中心となって計画的かつ戦略的に整備・運用を行う。学内共同教育研究施設においては、生命科学研究基盤センター及びマテリアル研究プラットフォームセンターが中核となってその機能を担う。

3 第1項の基本方針を策定又は改廃しようとするときは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学戦略企画本部規程（平成27年規程第5号）第3条第3項に定める設備整備戦略会議（第6条において単に「設備整備戦略会議」という。）による承認を経て、学長が決定する。

(研究設備等の整備の推進)

第4条 研究設備等の整備に当たっては、本学が定める理念の実現に向けて多様な観点から比較検討を行って進めることとし、導入予定の研究設備等の利用ニーズ、既存の研究設備等の利用状況及び老朽化状況、活用可能な財源等を明らかにして行うこととする。

(研究設備等の共用の推進)

第5条 研究設備等の共用に当たっては、学内外にこれを推進する事業を展開することによって行うこととし、利用者からの依頼等に応じて次に掲げる支援業務を行うこととする。

(1) 技術相談 利用者が研究設備等を利用するに当たり、本学の研究者又は技術者（以下この項において「研究者等」という。）が、技術的な相談等に応じるもの

(2) 技術代行 利用者からの依頼に基づき、本学の研究者等が、研究設備等を利用し代行して、加工、分析又は操作等を行うもの

(3) 技術補助 本学の研究者等が技術的な補助を行いつつ、利用者が研究設備等を利用して加工、分析又は操作等を行うもの

(4) 機器利用 利用者が、研究設備等を利用して加工、分析又は操作等を行うもの（本学の研究者等が必要に応じて技術的な指導等を行うことを含む。）

2 共用する研究設備等の自立的な運用を推進するため、前項の支援業務を行うに当たって必要となる利用料金を設定する。この利用料金は、共用する研究設備等の運営に資するコスト等に基づいて定める額に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額（次項において「直接経費」という。）並びにこれらの運営に伴って本学の管理等に必要なとなる経費（第4項において「間接経費」という。）の合算額とする。

3 前項の直接経費による収入は、共用する研究設備等の維持管理等及び第3条第1項に定める基本方針に基づいて行う研究設備等の整備等に充当する。

4 第2項の間接経費による収入は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における外部資金の間接経費取扱要領（平成29年3月13日学長裁定）の定めに基づき、本学の研究機能の向上及び研究開発環境の改善に活用する。

(規程の改廃)

第6条 この規程を改廃しようとするときは、設備整備戦略会議の承認を得て、学長が決定する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、研究設備等の整備及び学内外における共用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。